

上下水道料金の支払は、

口座振替をご利用下さい!!

(水道料金等の計算例)

使用水量は、 $\textcircled{1}$ 今回指示数 $-$ $\textcircled{2}$ 前回指示数 $=$ $\textcircled{3}$ 差引使用量 により求めます。

例えば $\textcircled{1}$ (今回指示数)が 930m^3 、 $\textcircled{2}$ (前回指示数)が 878m^3 とすれば、 $\textcircled{3}$ 差引使用水量は $(\textcircled{1}-\textcircled{2})$ で 52m^3 となります。

料金の計算は、前回の検針日の翌日、すなわち2ヶ月前の検針日の翌日から当該検針日までの2ヶ月分の使用水量を2等分し、**各月均等とみなし**料金を算定します。

この結果、料金の請求は各ご家庭等で実際に使用された水量に対して、**検針月の翌月と翌々月**に毎月請求いたします。

例えば、6月検針で差引使用量が 52m^3 あれば、7月に 26m^3 分、8月に 26m^3 分の料金を請求することになります。

(なお、差引使用水量が 53m^3 であれば7月分が 27m^3 、8月分が 26m^3 となります。)

これを、口径別早見表に当てはめると、水量 26m^3 の右横順に、水道料金、公共下水道に接続されている場合は下水道使用料、さらにメーター使用料を加えた額を、7月分、8月分として請求することになります。

地下水(井戸水)を併用してお使いの場合は、下水道使用料が変わりますので、担当課まで、お問合わせ下さい。

なお、井手町ではメーター検針を隔月(**井手地区は偶数月、多賀地区は奇数月**)に実施しています。

お問い合わせ先

井手町 上下水道課

電話 82-6169